

しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱

制定 平成 30 年(2018 年) 4 月 2 日付滋農振第 128 号
最終改正 令和 8 年 (2026 年) 5 月 1 日付滋地資第 117 号
滋賀県農政水産部長通知

(趣 旨)

第 1 条 知事は、多様な住民や活動主体との協働活動による持続可能な農村づくりへの取組を支援し、農村協働力の向上を通じた農村の活性化や多面的機能の発揮を図るため、しがのふるさと支え合いプロジェクトにより実施される中山間ふるさと農村支え合い事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象、事業実施主体、交付額、対象地域等)

第 2 条 本要綱の事業内容、事業実施主体、交付額、補助率および補助対象経費は、別表 1，2 に掲げるとおりとする。

2 事業の対象地域は次の(1)から(9)のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第 33 条第 1 項または第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (5) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- (6) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域または受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。)
- (7) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号）において、中間農業地域または山間農業地域に分類される地域
- (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (9) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の(9)の規定に基づき指定された滋賀県特認基準を満たす地域および生産条件が不利な地域の農用地（農地または採草放牧地をいう）で一団の農用地（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に準じる）全体に占める主傾斜 1/100 以上の農用地の割合が概ね 25%以上などの地域で知事が必要と認める地域

(交付申請書の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)、補助金使途明細書(別記様式第3-1号)、誓約書(別記様式第3-2号)を添付のうえ、知事が定める日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 別表1の1から3の事業実施主体は、協働活動を行う団体と事業計画に基づいて初年度に協定を締結し、協定締結年度を含み3年以上活動を行うこととする。なお、別表1に掲げる各事業の補助金の交付は1回のみとし、別表1の1と3の事業の補助金の交付は協定締結初年度、別表1の2の事業の補助金の交付は事業初年度とする。

(交付条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の使途は、補助金交付申請書に添付した事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- (2) 規則およびこの要綱の規定、その他交付決定の際に付けた条件を遵守すること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容につき別表1に定める重要な変更をしようとするときは変更承認申請書(別記様式第4-1号)および変更理由・変更内容書(別記様式第4-2号)を、補助事業を中止または廃止しようとするときは中止(廃止)承認申請書(別記様式第4-3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、知事が必要に応じて、事業遂行状況報告書(別記様式第5-1号)により、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

2 別表1の1の事業を行う補助事業者は、協定締結年度の年度末、協定締結の2年目および3年目の年度末までに活動報告書(別記様式第5-2号)を提出すること。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 別表1の1から3の事業の補助事業者は、当該補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日または交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(別記様式第6-1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書に添付する書類等は次のとおりとする。

(1) 事業実績書および収支精算書(別記様式第6-2号)

(2) 補助金使途明細書(別記様式第3-1号)

(3) 事業実施結果報告書(別記様式第7号)

3 別表1の3の事業を行った補助事業者は、本事業で得られた成果(新商品やサービス等)を活用する等、事業実施年度以降も事業実施地域の活性化につながる活動を継続的に取り組むことに努めなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、別表1の1から3の事業を行う補助事業者が事業初年度に協定締結をしなかった場合は、規則第16条に基づき交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還等)

第10条 別表1の1から3の事業を行った補助事業者が協定締結年度から3年未満の間に協定締結を解除した場合や、協定に基づく活動を実施しなかった場合は、規則第16条に定めるものの他、規則第17条および規則第18条により補助金全額を返還しなければならない。ただし、協働活動を行う活動主体より協定締結解除の申出があった場合は知事の指示に従うこと。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(交付の請求)

第11条 知事は、規則第13条の規定により補助事業者に対して確定した補助金の額を通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払いを請求する場合は、概算払い請求書(別記様式第9号)によるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請の取下げ、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う

報告または第 11 条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成 16 年度滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（書類の保存）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

第 14 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請をした日から起算して 60 日以内に行うものとする。

（書類の経由等）

第 15 条 補助事業者は規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は活動対象地域を所管する農業農村振興事務所に提出するものとする。

2 この要綱に定める書類の提出部数は、それぞれ 1 部とする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

3 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

4 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

5 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に適用する。

6 この要綱は令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に適用する。

7 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金に適用する。

8 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金に適用する。

9 この要綱は令和 8 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金に適用する。

別表 1（補助金交付要綱第 2 条関係）
中山間ふるさと農村支え合い事業の事業細目等

事業細目	事業内容	事業実施主体	交付額および補助率	重要な変更
1 協働活動支援 （企業・大学・NPO 法人等による協働活動支援）	農村集落等と協働し、地域農業や多面的機能の維持・活性化を図る活動や地域資源の活用、住民交流活動など農村の活性化を促進する効果のある取組	・企業や大学、一般社団法人、NPO 法人または準ずる団体 ・上記のほか、知事が認める団体	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用（定額） ただし、10 万円を限度とする	補助金の増または 30 %を超える減
2 実践集落等支援 （多様な主体との連携による農村の活性化に向けた実践支援）	農村集落等において、企業や大学等多様な主体と連携を図り、協働して行う地域農業や多面的機能の維持・活性化を図る活動や、地域資源の活用、都市農村交流など農村の活性化を促進する効果のある取組	・自治会等 ・地域住民等で組織する地域協議会 ・土地改良区、自治会等で構成する地域活動団体 ・上記のほか、知事が認める団体	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用（定額） ただし、20 万円を限度とする	補助金の増または 30 %を超える減
3 企業共創活動支援	農村集落等と連携し、地域の資源を活用した新商品開発など地域課題の解決と経済的価値の創出の両方を行う活動（以下「CSV 活動」という。）により農村地域の経済活動を推進し、活性化を促進する効果のある取組	・企業、一般社団法人、NPO 法人または準ずる団体 ・上記のほか、知事が認める団体	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用（補助率 2/3 以内） ただし、50 万円を限度とする	補助金の増または 30 %を超える減

別表 2（補助金交付要綱第 2 条関係）

中山間ふるさと農村支え合い事業の事業細目ごとの補助対象経費

事業細目	経費区分	内 容
1 協働活動支援、 2 実践集落等支援	旅費	・ 外部から講師として専門家等を招く際の交通費 ・ 協働活動を行うために要する交通費
	報償費	外部から講師として専門家等を招く際の謝金
	委託費	業者、研究機関等への委託に要する費用（活動団体で実施困難な場合）
	事業費	消耗品費、原材料費、機械装置等購入費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、保険料、借損料、展示会等出展料
	備品購入費	単価 10 万円以上の物品や機器の購入に要する費用 【協働活動に必要な道具等】
	負担金	講習会の受講等に要する費用
3 企業共創活動支援	旅費	・ 外部から講師として専門家等を招く際の交通費 ・ 先進地研修等にかかる交通費 ・ 協働活動を行うために要する交通費 ・ 農村集落等との商品開発に関する打ち合わせや農村集落での原材料調査、調達に要する交通費 ・ テストマーケティングや展示会出展等に要する交通費
	報償費	外部から講師として専門家等を招く際の謝金
	委託費	コンサルタント費、市場調査費、品質検査費、製造・改良等委託費、試験分析等委託費
	事業費	消耗品費、原材料費、機械装置等購入費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、保険料、借損料、展示会等出展料、広告宣伝費
	備品購入費	単価 10 万円以上の物品や機器の購入に要する費用 【新商品開発や調査等の CSV 活動に必要な道具等】
	負担金	講習会の受講等に要する費用

※以下の経費は、補助対象外とする。

- ・ 団体関係者、活動参加者、講師等の飲食にかかる費用
（活動の一環として実施する炊き出しの材料や、活動時の水分補給のための飲料費は除く）
- ・ 活動の全部または大部分を他の団体等に請け負わせて実施する活動

- ・ 啓発、広報のみの活動
- ・ 当該活動以外にも使用できる事務機器の購入費

別記様式第1号（第3条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年度において、下記のとおり中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定およびしがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）

団体の概要がわかる書類および役員名簿（法人または団体の場合）

別記様式第2号（第3条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金

中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】

事業計画書および収支予算書

1 申請者の概要

組 織 名 称		人数	
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名			
所在地等	〒 TEL FAX		
担当者所属・氏名			
連 絡 先	〒 TEL FAX E-mail		

(※組織の概要がわかる資料（定款・規約・構成員・活動の実績等）を添付すること。)

2 協働活動または企業共創活動支援を行う組織・団体

組 織 名 称	所 在 地	構成人数

3 協定締結予定年月日

(協定書案（参考様式）を添付)

4 事業の目的

5 事業により見込まれる効果

6 事業の内容

(1) 事業計画書

事業種目 (※)	活動内容等	備 考

(※イベント名や「〇〇の活動」等を記入すること。)

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業種目	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
合 計						

7 事業の必要性 (別表 1 の 3 の事業に取り組む場合は記入)

8 事業完了予定年月日

9 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (精算額)	備 考
県補助金 (※1)	円	
事業実施主体 (※2)	円	
合 計		

(※1 別表 1 の交付額および補助率を限度とする。別表 1 の 3 の事業については、事業費に 2/3 を乗じた額 (千円未満切捨) または 500 千円のいずれか低い額を記入すること。)

(※2 別表 1 の 3 の事業に取り組む場合は記入すること。)

(2) 支出の部

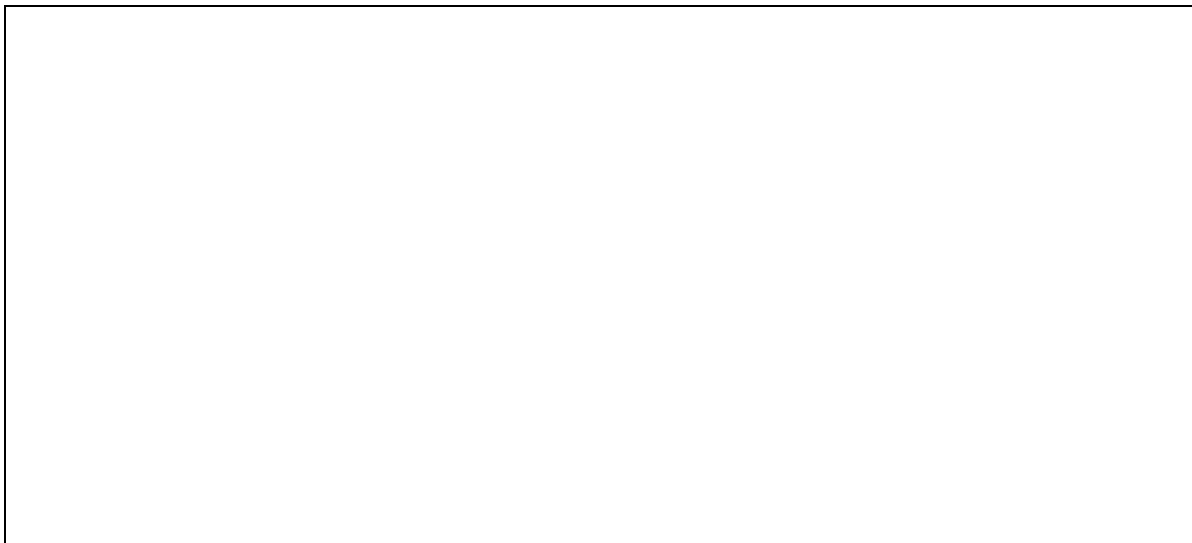
区 分	予算額 (精算額)	備 考
	円	
合 計		

10 他の助成の有無

11 活動場所の位置図および現況写真

(【実践集落等支援】に取り組む場合は記入)

(1) 位置図 (1/5,000 または 1/2,500 地形図に実施地区を朱書表示のこと。)



(2) 現況写真 (地区現況 1～2 枚)



12 添付書類

(1) 補助金使途明細書 (別記様式第 3 - 1 号)

(2) 誓約書 (別記様式第 3 - 2 号)

別記様式第3－1号（第3条、第8条関係）

補助金使途明細書

事業主体名

（単位：円）

経費区分	経費の積算基礎	金 額	備 考
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			

※実績報告時は、領収書の写し等の根拠書類を添付すること。

別記様式第3－2号（第3条関係）

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下法という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者。

（4）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者。

（5）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（6）上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者職名・氏名〕

（ふりがな）

氏 名

別記様式第4－1号（第6条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
変更承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金（中山間ふるさと農村支え合い事業
【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】）について、別記様式第4－
2号のとおり変更したいので、しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱
第6条の規定により申請します。

別記様式第4－2号（第6条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
変更理由・変更内容書

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）事業の内容

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

（2）経費の配分

（単位：円）

経費区分	補助対象経費		負担区分			
	変更前	変更後	県補助金		自己負担	
旅費 報償費 委託費 事業費 備品購入費 負担金						
合計			変更前	変更後	変更前	変更後

別記様式第4－3号（第6条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金（中山間ふるさと農村支え合い事業
【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】）について、下記の理由によ
り中止（廃止）したいので、しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱第
6条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第5－1号（第7条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった
年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金（中山間ふるさと農村支え合い事業
【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】）について、滋賀県補助金等
交付規則第10条の規定により報告します。

記

1 事業遂行状況

事業内容	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備考
	円	円	%	円	
計					

別記様式第5－2号（第7条関係）

中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】
事業活動報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

このことについて、しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱第7条
第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施結果報告書（別記様式第7号）

2 報告対象期間 年度

別記様式第 6－1 号（第 8 条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
事業実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金（中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】）について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績書および収支精算書（別記様式第 6－2 号）
- 2 事業実施結果報告書（別記様式第 7 号）

別記様式第6－2号（第8条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金

中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】

事業実績書および収支精算書

1 事業の目的

2 事業の内容

（1）実績

事業種目（※）	活動内容等	備 考

（※イベント名や「〇〇の活動」等を記入すること。）

（2）経費の配分

（単位：円）

事業種目	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
合 計						

3 事業完了 年月日

4 収支精算書

（1）収入の部

区 分	予算額（精算額）	備 考
県補助金	円	
事業実施主体（※）	円	
合 計		

（※別表1の3の事業に取り組む場合は記入すること。）

（2）支出の部

区 分	予算額（精算額）	備 考
	円	
合 計		

5 添付書類

補助金使途明細書（別記様式第3－1号）

別記様式第7号（第8条関係）

しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
事業実施結果報告書

- 1 地区名
- 2 事業主体名
- 3 代表者氏名
- 4 実施場所
- 5 事業実施日または期間および実施内容

年 月 日	参加人数	実 施 内 容

6 協働活動または企業共創活動支援を行う組織・団体

組 織 名 称	所 在 地	構成人数	協定締結 年月日

7 添付書類

- (1) 活動結果（自己評価）
- (2) 活動状況写真
- (3) 取得財産調書（初年度のみ）
- (4) 事業によって作成された書類等

(1) 活動結果

(事業主体の自己評価)

地 区 名	
活動内容	
活動の成果 (事業目的に対する 成果について)	
課題および今後の 展望	

活動内容がわかる写真

(説 明)

(3) 取得財産調書

(単位：円)

名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収または取得年月日	耐用年数	処分制限年月日

※ 1 件の取得価格が10万円以上のものについて全て記載する。

(4) 事業によって作成された書類等

別表1の1の事業においては協定書（参考様式）の写し（協定締結初年度に限る）を添付すること。

別記様式第8号（第10条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】補助金について、しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 金 | 円 |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第9号（第11条関係）

年度しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金
中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】
概算払い請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者職名・氏名
発行責任者・氏名
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金（中山間ふるさと農村支え合い
事業【協働活動支援・実践集落等支援・企業共創活動支援】）について、し
がのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱第11条の規定により、下
記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|-------------|---|
| 1 | 事業の施行場所および地区名 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 事業費 | 円 |
| | | 交付金 | 円 |
| 3 | 今回概算請求額 | | 円 |
| 4 | 前回までの受領額 | | 円 |
| 5 | 差引残高 | | 円 |
| 6 | 事業遂行状況報告 | （別記様式第5－1号） | |
| 7 | 請求の理由 | | |

(参考様式)

しがのふるさと支え合いプロジェクト協定書

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇集落の活性化を図ることを目的として、相互に連携・協力しながら、協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 甲および乙は、次の事項について、連携・協力のもと、相互に合意した具体的な事業に協働で取り組む。

- (1) 〇〇に関する事
- (2) 〇〇に関する事
- (3) その他両者が協議して必要と認められる事項

(期間)

第2条 この協定の有効期間は、締結年度を含み3年間とする。ただし、協定締結年度から3年目の年度の末日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第3条 この協定に定めのない事項または疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書を3通作成し、甲乙および立会人署名の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
会社・大学名等
職名 氏名（サイン）

乙 住所
集落組織名等
職名 氏名（サイン）

立会人 住所
滋賀県
職名 氏名（サイン）